

**宮崎県生活困窮者等家計改善支援事業業務委託
企画提案競技実施要領**

1 目的

宮崎県生活困窮者等家計改善支援事業の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託内容

別添「宮崎県生活困窮者等家計改善支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予算上限額

7, 120, 300円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 事業実施に係る費用のほか、情報収集にかかる費用、打合せ費用、広告や文書発送等すべての経費を含む。

なお、本件企画提案競技は、宮崎県の令和8年度当初予算が議決となり、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

また、委託料は概算払とする。

5 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする。

給料、職員手当等、共済費、報償費、報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金

6 業務の処理

(1) 受託者は、業務の内容及び範囲について、宮崎県（以下「県」という。）（発注者）と十分打合せを行い業務の目的を達成すること。

(2) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、県へ提出すること。

(3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

7 応募資格

宮崎県内に本店、支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人であって、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第9条の規定に該当する者。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

8 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

9 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年2月24日(火) |
| (2) 質問票受付期限 | 令和8年3月4日(水) |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和8年3月10日(火) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年3月17日(火) |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年3月23日(月)以降 |

10 企画提案競技について

(1) 参加申込書(別紙1)の提出

- ア 提出期限：令和8年3月10日(火)午後5時(必着)
- イ 提出先：本要領「10 問合せ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：企画提案競技参加申込書に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問票(別紙2)の提出

- ア 提出期限：令和8年3月4日(水)午後5時(必着)
- イ 提出先：本要領「10 問合せ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法：質問票に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- エ 回答：回答は、原則として質問受付日から3日以内(土日・祝日は除く。)に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

(3) 企画書等の提出

- ア 提出書類及び部数
 - (ア) 企画提案書：5部(正本1部、副本4部)

様式は任意であるが、A4版とし、別添の仕様書及び審査基準書に従って作成すること。なお、提案は、1者1案とする。

(イ) 企画提案競技参加団体の概要：1部

下記の内容を記載し、A4版にまとめること。

① 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）

② 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール））

(ウ) 誓約書（別紙3）：1部

(エ) 見積書：1部

(オ) 経費積算書（別紙4）：1部

(カ) 定款又はこれに代わるものの写し：1部

(キ) 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）：原本1部

(ク) 県税の納税証明書（過去1年分の未納がないことの証明書）：原本1部

(ケ) その他の書類（任意）：各1部

① 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料：1部

② 類似業務の履行実績（直近2年以内）：1部

イ 提出期限：令和8年3月17日（火）午後5時（必着）

ウ 提出先：本要領「10 問合せ及び書類提出先」宛

エ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

(4) 審査方法

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画提案について、提出書類をもとに、最も優れた提案を選定する。

なお、参加者が1者の場合、審査の結果総合計点240点以上（60点×4名）であれば、委託業者として決定する。

(5) 審査基準

審査は別に定める審査要領に基づき行うこととし、業務実施方針、事業の企画・運営、業務遂行能力、スケジュール、事務処理方針、事業経費の計6項目を審査項目（詳細は「宮崎県生活困窮者等家計改善支援事業業務委託 審査基準書」のとおり）とする。

(6) 審査結果の通知

令和8年3月23日（月）以降に受託者を決定し、参加者に通知する。

(7) 契約の締結等

ア 上記(4)の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を受託候補者として、本委託業務の契約の手続きを行う。

イ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

ウ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

エ 契約結果（契約案件名、契約の相手となった者の名称、得点、参加者数）については宮崎県福祉保健課において閲覧に供する。

(8) 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) 著作権

提案者は、今回作成する著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を県に無償で譲渡し、以後、著作人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

ただし、提案者が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、当該知的財産権は提案者に帰属する。この場合において、県は、著作物を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

(10) その他

ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。

ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

エ 選定結果の異議申立ては認められない。

10 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10-1

宮崎県福祉保健部 福祉保健課 保護担当 平

電 話 0985-26-7075

F A X 0985-26-7326

電子メール fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp